

# 昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画

～つながって豊かになる地域コミュニティ～

令和7(2025)年度～令和13(2031)年度

令和7(2025)年3月

昭島市



## はじめに

市民の誰もが健康で豊かな生活を営み続けていくためには、地域で暮らす全ての人相互に助け合い、支え合い、安心して暮らすことのできる地域共生社会の構築が必要です。昭島市ではこれまで長きにわたり、自治会を中心とした地域コミュニティが構築され、「人と人」、「人と地域」のつながりを基盤とする地域の力が、まちづくりに大きな役割を果たしてきました。祭りや運動会などの地域交流イベント、防災訓練、防犯パトロール、地域清掃、子どもたちの登下校の安全見守り、高齢者への声掛けなど、自治会が自主的に実施してくださっている様々な取組を通して、近隣の助け合いと思いやりにより、地域の安全安心で快適な暮らしが守られてきました。

しかし、近年、一人一人のライフスタイルや価値観は多様化し、地域との関わりに消極的な方や地域に関わる余裕を持たない方が増え、地域住民のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足の加速化が懸念されています。一方で、近年頻発している大きな自然災害では、日頃からの顔なじみの関係により助けられた事例が多く見られ、自然災害などの有事に備えるために、地域コミュニティが果たす役割の重要性と活性化の必要性は、従来にも増して高まっています。

こうした中で、コミュニティの形や活動は時代とともに変化しており、自主防災組織や子ども食堂、サロン活動など、これまで自治会が担ってきた役割の一部に特化する形で活動する団体も生まれているところです。地域における安全・安心の確保及び向上に向けて、地域において活動する多様な団体・組織が、共助の考えの下、それぞれの得意分野を生かし、柔軟かつ有機的に連携し、災害時の対応や地域課題の解決に向けてつながり合い、地域力を高めていくことが大変重要であると考えます。

こうした状況を念頭に、本市の最上位計画である昭島市総合基本計画を踏まえながら「昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画」を策定しました。市内の多様な団体・組織による有機的な連携を促進し、誰もが安全で安心して暮らせる地域、そして防災・減災に視点を置き、地域で支え合い、尊重し合う地域コミュニティづくりの支援に努めて参ります。地域コミュニティの推進には、市民の皆様をはじめ、市民団体、民間団体、事業者・企業、行政が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠です。皆様の引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

結びとなりますが、策定にあたりご尽力をいただきました昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心よりお礼申し上げます。

令和7(2025)年3月

昭島市長 臼井伸介

# 目 次

## I. 昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画とは

1. 計画策定の背景と目的 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画期間 .....	2
4. 本計画での用語の定義 .....	3

## II. 本市の地域コミュニティにおける現状と課題

1. 地域コミュニティをとりまく社会情勢の変化 .....	4
2. 地域の多様な主体の現状と課題 .....	7
3. 市民アンケート調査から見えてくる現状とニーズ .....	13
4. 市内における多様な主体がつながる事例 .....	17
5. 現状と課題のまとめ .....	21

## III. 地域活動の有機的な連携を促進するための3つの柱 ..... 23 |

## IV. 地域活動の有機的な連携を促進するための施策

1. 施策のテーマ .....	24
2. 施策の体系 .....	24
3. 主な取組内容 .....	25

## V. 計画の推進体制

1. 昭島市地域コミュニティ活動連携推進委員会による進捗管理 .....	30
2. 庁内の連携による推進体制 .....	30

## VI. 資料

1. 昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定委員会 .....	30
2. 昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定等庁内検討委員会 .....	33
3. 地域コミュニティ活動に関するアンケート（結果） .....	別冊

## I. 昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画とは

### 1. 計画策定の背景と目的

本格的な少子高齢社会の到来や核家族化をはじめとする社会情勢の変化、情報通信技術の急速な発展をはじめとする個人を取り巻く生活様式の変化がめまぐるしい昨今、一人一人のライフスタイルや価値観は多様化し、地域においては人と人とのつながりの希薄化が課題となっています。地域社会における支え合いの機能が脆弱化し、災害時への不安や、高齢者、障害のある方、子育て世代、外国人住民、生きにくさを抱える人たちの支援など多くの課題が生じています。今後ますます個人や地域社会が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれます。誰もが安全で安心して地域で暮らしていくためには、市民、市民団体、民間団体、事業者・企業、行政という各主体が、それぞれの能力を活かし、つながり・支え合い、課題の解決に取り組むことが求められます。

また、甚大な被害をもたらす自然災害では、共助の考え方に立った地域での支え合い活動が大変重要です。近年頻発している大きな自然災害の教訓から、災害による被害を最小限に抑えるためには、災害が発生する前から地域の顔の見える関係づくりが大切であることが言われています。地震や災害は突如発生します。事が起きてから、誰かを頼ることや助けを求めることは、とても難しいものです。日頃からの顔なじみの関係性が、生命や財産を守り、安心できる暮らしにつながります。自然災害などの有事に備えるために、地域コミュニティが果たす役割の重要性は、従来にも増して高まっています。

地域には、自主的に連携して共通の目的を達成するために活動している多くの市民団体があります。また、学校、商店会、民間団体、事業者・企業など様々な団体・組織があります。普段は、それぞれの目的に向かって各々の活動をしています。多様化・複雑化した地域課題の解決を図り、また、自然災害など有事に備えた地域の顔の見える関係づくりを向上していくうえでは、単一の主体による取組だけでは限界があります。必要な時には、共に考え、活動の分野や形態などを越えてそれぞれの強みを活かして力を発揮し、相互に補完し合うことのできるつながりづくりが大変重要です。

本計画においては、一人一人が安全で安心して暮らせる地域、そして、防災・減災にも視点を置き、地域で活動する多様な主体がそれぞれの得意分野を活かし、柔軟かつ有機的に連携する地域コミュニティの推進を目指します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、令和4年度からの昭島市総合基本計画（以下、総合基本計画という。）に掲げた施策の大綱の一つ「互いに支え合い、尊重し合うまち」の基本施策「コミュニティ活動の推進」を図るものです。これまでも取り組んできた「地域活動の推進と担い手の育成」や「地域活動の環境整備」については引き続き推進するとともに、地域で活動する多様な主体がそれぞれの得意分野を活かし、柔軟かつ有機的に連携する地域コミュニティを模索し、その実現に向けて特化した計画として位置づけ、「地域活動の有機的な連携の促進」を図ります。

### 〔総合基本計画での「コミュニティ活動の推進」が目指す姿〕

- 地域で暮らし、活動する様々な人や団体等が、主体的に活動し、地域が活性化しています。
- 地域で活動する団体等が有機的に連携し、共助の考えのもと災害等における支え合いをはじめ、地域課題を解決しています。
- 新たな担い手が育ち、また、新たなコミュニティが誕生しています。
- 地域活動の拠点となる場が整備され、地域活動や交流がさかに行われています。

### 〔総合基本計画での「コミュニティ活動の推進」のための主な取組〕

- a. 地域活動の推進と担い手の育成
  - b. 地域活動の有機的な連携の促進
  - c. 地域活動の環境整備
- 本計画は、bに視点を置いた計画とします。

地域活動団体それぞれの得意分野を活かしつつ、団体同士を結び付けるコーディネートを推進し、自治会を中心とする既存のコミュニティとの有機的な連携を促進します。これにより、地域活動の充実のみならず、地域の安全・安心の基盤の充実を目指します。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、総合基本計画との整合を図るため、令和7（2025）年度から令和13（2031）年度までの7年間とします。ただし、総合基本計画の見直しが行われた場合や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### 4. 本計画での用語の定義

##### (1)地域コミュニティ

互いに支え合い、尊重し合う、安心して暮らせる地域となるよう市民がつくるつながりや集まりとします。

##### (2)地域活動の有機的な連携

単一の主体による取組では解決の難しい課題や地域の活性化、自然災害など有事に備えた地域の顔の見える関係づくりなど、共通する目標を達成するために、活動の分野や形態などを越えてそれぞれの強みを活かして力を発揮し、共に考え協力し合い、相互に補完し合うことのできるつながりとします。また、地域の特性やニーズに応じた柔軟なつながりとします。

##### (3)地域の多様な主体

地域型の活動かテーマ型の活動か、社会課題解決型の活動か趣味の活動かなど活動の目的に関わらず、地域の多様な団体・組織を広く計画の対象とします。それぞれの活動は、多様性や自発性・自主性が発揮され、尊重されることを基本とします。また、学校、商店会、民間団体、事業者・企業なども主体のひとつと考えます。

##### <地域の多様な主体の例>

- 地縁団体  
(自治会、老人クラブ、子ども会、コミュニティ協議会など)
- 地域で特定の目的をもって活動する団体  
(自主防災組織、学校避難所運営委員会、青少年とともにあゆむ地区委員会、PTA など)
- 地域に関わらず特定の目的をもって活動する団体  
(NPO 法人、ボランティア団体・市民活動団体、子ども食堂・食の応援団体、昭島ふれあいほっとサロン、社会教育関係団体、サークルなど)
- その他  
(民生委員・児童委員、昭島市社会福祉協議会、地域包括支援センター、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、商店会、商店街、民間団体、事業者・企業、金融機関など)

## Ⅱ. 本市の地域コミュニティにおける現状と課題

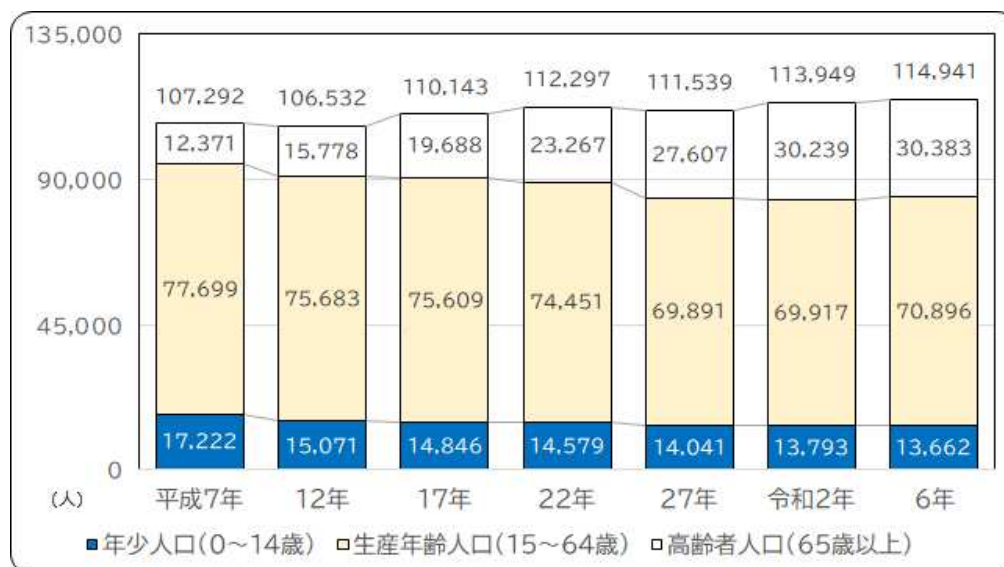
### 1. 地域コミュニティをとりまく社会情勢の変化

#### (1) 少子高齢化の進展

国勢調査による本市の人口は、微増の傾向がみられ、令和6年には114,941人となっています。年齢3区分別人口をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加していますが、年少人口（0～14歳）は減少しており、本市においても少子高齢化が進行していることが分かります。

また、令和6年10月1日現在の高齢者人口は30,383人（65～74歳の前期高齢者は13,317人、75歳以上の後期高齢者は17,066人）となっており、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、26.4%となっています。

#### ◆ 総人口と年齢3区分別人口の推移と推計



資料：平成7年～令和2年は国勢調査

令和6年は10月1日現在の住民登録数

## (2)核家族化の進展と高齢者単身世帯の増加

国勢調査による本市の世帯数は増加傾向であり、1世帯当たりの人員は減少傾向がみられます。令和2年の国勢調査では、昭島市の世帯数は52,163世帯、1世帯当たりの人員は2.18人となっています。

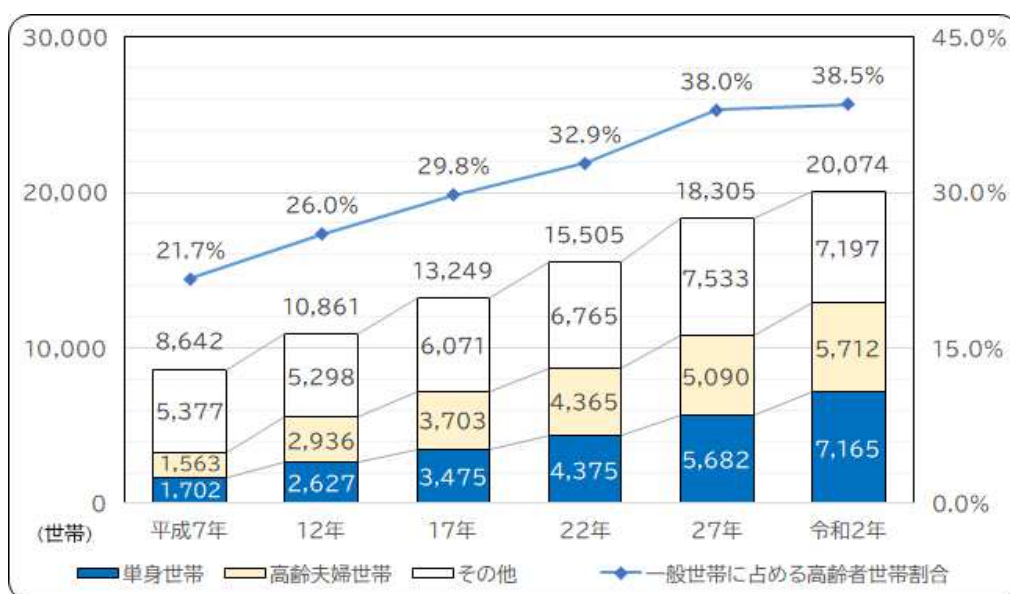
また、65歳以上の高齢者がいる世帯数の推移をみると、単身世帯、高齢夫婦のみの世帯は増加傾向がみられます。一般世帯に占める高齢者世帯の割合も増加し続けており、令和2年の国勢調査では、38.5%となっています。

### ◆世帯数と1世帯当たりの人員の推移



資料：国勢調査

### ◆65歳以上の高齢者がいる世帯数の推移



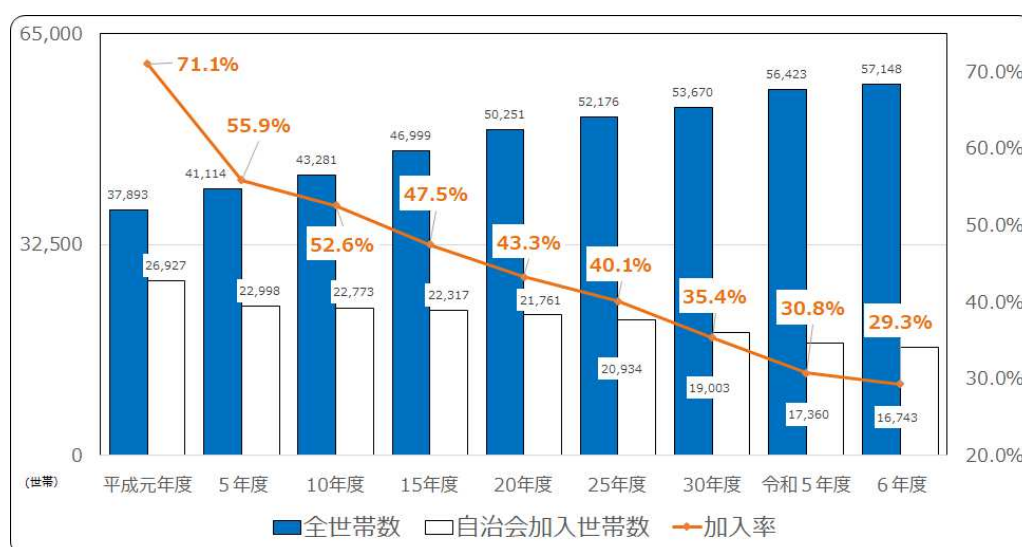
資料：国勢調査

### (3)自治会の加入状況からみえる地縁団体に活動する人の減少

自治会加入世帯数及び加入率の推移をみると、市内全体の世帯数が増加傾向であることに反し、自治会加入世帯数及び加入率はいずれも減少傾向にあります。令和6年4月1日現在における加入世帯数は16,743世帯、加入率は29.3%となっています。

地縁団体に活動する人の減少は、自治会だけでなく、老人クラブ、子ども会など他の組織でも同様の傾向がみられます。

#### ◆自治会加入世帯及び加入率の推移



資料：生活コミュニティ課

## 2. 地域の多様な主体の現状と課題

地域には、自主的に連携して共通の目的を達成するために活動している多くの市民団体があります。また、学校、商店会、民間団体、事業者・企業なども主体のひとつと考えます。

### (1)地域の多様な主体の紹介と現状

#### ①地縁団体

地縁団体は、地域コミュニティの中心的役割を担ってきており、昭島市の地域コミュニティにとって重要なパートナーです。しかし、一人一人のライフスタイル（高齢者就業や共働き家庭の増加など）や価値観は多様化し、地域との関わりに消極的な方や地域に関わる余裕を持ってない方が増え、近年は、会員数の減少やそれに伴う役員の負担感の増加、活動の停止・解散が課題となっています。

・自治会：96自治会、16,743世帯

（令和6年度補助金交付数、令和6年10月現在）

一定の区域内に住んでいる人たちが支え合い助け合って、住みよい地域社会をつくるために自主的に組織された自治組織です。防災・減災、防犯、見守りなどの安全・安心な地域づくりや共助の基礎となる組織です。

そのうちの94自治会で昭島市自治会連合会を組織しています。元気で活力のある地域づくりを行政と協働していくため、自治会相互の連携と親睦を図り、共通の問題を協議し、市行政に協力するとともに、市民自治意識の高揚と地域社会の発展に寄与することを目的に活動しています。94自治会を21のブロックに分け、ブロック長は、行政の様々な分野の審議会や協議会などに委員として協力しています。

・老人クラブ：51クラブ、会員数3,349人（令和6年4月現在）

「のばそう健康寿命」「増やそう仲間を」「担おう地域づくり」を活動の柱として、ブロック活動やクラブ同士の連携を図りながら、生きがいづくり、健康づくりのための取組を実施しています。

・子ども会：11団体、会員数 子ども205人 世話人など含む274人

（令和6年度補助金交付数、令和6年10月現在）

主に、自治会地域内に居住する子どもたちとその保護者などで構成された組織です。

- ・コミュニティ協議会：3団体

地域住民の結びつきを深める中で、連携・協力しながら地域の様々な課題に対して自主的に解決していく能力を高め、住みよいまちを築いていくことを目指し活動しています。昭島市コミュニティ構想に基づき設立され、当初は、市内を6つの地域に分けそれぞれ協議会を設立する計画でしたが、実際に設立されたのは3団体です。

## ②地域で特定の目的をもって活動する団体

- ・自主防災組織：100団体、17,092世帯（令和6年4月現在）

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織です。地域住民が協力しながら防災訓練をはじめ様々な活動を行い、災害が発生した時には結束して活動を行います。自治会やマンションの管理組合などを主体に結成されています。市域全体を網羅する一定の組織化は図られているものの、加入率は低く、活動実態や活動内容が未加入者に知られていない現状があります。

- ・学校避難所運営委員会：小学校区（14）、中学校区（6）

学校避難所運営対策を検討するため、平成27年1月、学校避難所運営ガイドライン協議会を設置し「学校避難所運営ガイドライン」を作成しました。このガイドラインに基づき、学校（避難所）ごとに市、学校、地域住民などによる「学校避難所運営委員会」を設立し、避難所を運営するための「昭島市学校避難所運営マニュアル」を策定しているほか、避難所運営訓練を実施しています。各学校別の避難所運営委員会の活動状況、取り組みに差があると共に委員の減少などの課題があります。

- ・青少年とともにあゆむ地区委員会：小学校区（13）、中学校区（6）

青少年の健全育成を目指す地域の団体です。青少年の健全育成活動に関心のある個人や青少年に係わる団体により構成されています。事務局は各学校にあり、副校長が窓口になっています。校区ごとに地域の連携・交流を図り、きめ細かい青少年健全育成活動を行っています。各地区で地域の方が様々な活動を行ってはいるものの、情報化社会の進展などにより地域社会とのつながりが希薄化し、青少年の地域離れが課題となっています。

- ・PTA：小学校区（13）、中学校区（6）

家庭教育の充実を図り、学校・地域と連携して子どもたちのために活動する団体です。

### ③地域に関わらず特定の目的をもって活動する団体

#### ・特定非営利活動法人(NPO 法人)

利益を目的とせず、社会貢献活動を行う市民活動団体などの非営利組織で、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。昭島市内に主たる事務所がある法人は、25 法人(令和6年10月現在)です。

そのうちの9法人でNPO法人連絡会を組織しています。昭島市を主な活動範囲とするNPO法人とNPO法人を目指す有志のネットワーク作り、会員相互の情報交換、勉強会を実施しています。新しい会員が増えないことによる担い手不足、資金不足、地域の人や行政との連携や協働の不足などの課題があります。

#### ・ボランティア団体・市民活動団体：95 団体、会員数 1,597 人

(昭島ボランティアセンター登録団体数、令和6年3月現在)

昭島ボランティアセンターには、社会貢献・地域貢献、地域活動、音楽芸能関係、音訳・手話・点訳、国際交流・外国語支援、NPO法人など多種多様な活動をするボランティア団体・市民活動団体が登録しています。会員の固定化・高齢化が課題となっており、更にコロナ禍で活動が停滞したことが要因となって解散した団体も多くあります。団体数、会員数共に、平成30年・令和元年をピークに減少傾向にあります。

#### ・子ども食堂・食の応援団体：7 団体、12 会場（令和6年7月現在）

食堂の開催や弁当又は食材の提供を行い、地域の子どもや保護者とのつながりを継続する取組を実施しています。開催日時や場所に偏りがあり、参加することが難しい子どもたちがいます。

#### ・昭島ふれあいほっとサロン：128 サロン（令和6年9月現在）

誰もが集まって、おしゃべりしたり、お茶を飲んだり、食事をするなど、楽しい時間を過ごす、「地域のつながりが生まれる場」です。サロン活動を実施しようとする団体と参加者が協働で運営する、住民誰もが参加できる交流と仲間づくりのための場の提供を行う活動です。誰でも歩いて行ける場所にサロンが点在することを目指していますが、活動場所の確保が課題となっており、地域に偏りがあります。

#### ・社会教育関係団体：109 団体（令和6年6月現在）

文化・スポーツ活動などを通して、自己意識を高めたり、豊かな人間関係・地域関係を生み出すような社会教育に関する活動を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行う広く市民に開かれた団体で、教育委員

会に届け出をし、承認された団体です。

・サークル

文化・軽スポーツ・レクリエーション活動などを通して、共通の趣味・興味を持つ仲間が集まった団体です。公民館をはじめ、市立会館、総合スポーツセンターなどを活用し活動しています。メンバー同士の活動から外へ目を向けて、サロン活動やボランティア活動に展開する団体もあります。

④その他

・民生委員・児童委員：85人（令和6年9月現在）

地域福祉向上のために民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域住民の生活に関する相談に応じ、必要な助言、情報提供、関係機関への連絡・調整のパイプ役となっています。また、昭島市社会福祉協力員も兼ねており、各種事業の実施に協力しています。

・昭島市社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域住民と社会福祉関係団体などにより構成された民間組織で、住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現のため、住民の福祉活動への参加支援、社会福祉事業の企画・実施および連絡調整などを行います。昭島ボランティアセンターの運営も行っています。また、地域課題に関して地域の方々とともに解決していく調整役として地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターも配置されています。

・地域包括支援センター

地域住民の保健・医療・福祉の向上のために、必要な支援を総合的に行う機関です。高齢者支援の窓口として、専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が配置されています。

・コミュニティ・スクール

学校運営協議会を置く学校をコミュニティ・スクールといいます。学校運営協議会は、法律に基づき教育委員会より任命された協議会委員が、一定の権限と責任をもって学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。学校運営に取り組み、地域とともにある学校づくりを目指します。昭島市では令和5年度から導入を進めており、

令和7年度までに市内すべての小・中学校で実施される予定です。

#### ・地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、「学校を核とした地域づくり」を目指すものです。地域の高齢者、大人、学生、保護者、PTA、市民団体、事業者・企業など幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。現在昭島市では、放課後子ども教室と地域未来塾が行われています。

#### ・商店会、商店街：10 組織（令和6年4月現在）

従来、地域住民に買物の場を提供してきた商店街は、大型店の展開やネット通販の普及などにより、かつてのにぎわいの喪失、空き店舗の増加や商店会の解散が課題となっています。しかし、車を運転しなくてもアクセスでき、買物を通じてコミュニケーションが行える場として、商店街にコミュニティの生活支援といった機能・役割を期待する声も高まっています。

#### ・民間団体、事業者・企業、金融機関

地域貢献活動やCSR<sup>注1</sup>、SDGs<sup>注2</sup>など、地域社会の課題解決に対し積極的な役割を果たそうとする企業や、地域密着型の事業者が多く存在します。公益活動の一環として、市民団体を対象とした補助金の設立、寄附活動、施設の開放、清掃活動、出前講座など、よりよい社会を目指し、様々な地域奉仕や地域貢献活動を行っています。

---

注1 CSR（企業の社会的責任）：企業が利益を追求するだけでなく、社会や環境に対して責任を持ち、持続可能な社会の実現に貢献すること。

注2 SDGs（持続可能な開発目標）：平成27（2015）年国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた2030アジェンダ（令和12（2030）年までに達成する計画）の中核として記載されている国際社会共通の目標。人権や福祉、経済、環境問題など幅広く21世紀の世界が抱える課題の解決に向けて、「17の目標」とそれを達成するための具体的な項目である「169のターゲット」で構成されている。

## (2)市民団体に共通する課題

地域にはたくさんの市民団体があり、様々な活動が行われ、多様な形で地域の担い手となっています。しかし、これまでどおりのやり方や体制では実施が困難となる事業が増えたり、運営の負担感が大きくなり団体の継続が難しくなる状況も見られます。団体活動の継続や活性化を支援するためには、共通する課題に対して、改善や解消の糸口を見出す取組が必要です。

### 〔共通する課題〕

- 会員や参加者の固定化・高齢化、会員の減少、人手不足
- 役員のなり手がいない、後継者がいない
- 若い世代の参加が少ない
- 活動場所の不足
- 自分たちの活動・団体が地域（会員以外）に知られていない
- 他の団体のことを知らない

### 3. 市民アンケート調査から見える現状とニーズ

本計画の策定にあたり、地域活動に対する意識や地域団体の活動状況を把握し、基礎資料とするためアンケート調査を実施しました

#### (1)調査概要

##### ①調査対象

一般市民、自治会、市民活動団体、市内各施設利用者

##### ②調査期間

令和5年12月～令和6年1月

##### ③調査方法

市内公共施設窓口に調査票を設置

自治会へ調査票送付

市民活動支援事業補助金交付団体などの市民団体へ調査票送付

昭島市ホームページ、X（旧：Twitter）、LINEへ掲載

市役所来庁者に直接声掛け

##### ④調査項目

自治会について

地域の団体活動（自治会以外）について

地域コミュニティ活動について

##### ⑤回答者の属性

【性別】	回答数（人）	割合（％）
全体	647	100.0
男性	336	52.0
女性	307	47.4
上記以外	4	0.6

【年齢】	回答数（人）	割合（％）
20代以下	59	9.1
30代	103	15.9
40代	102	15.8
50代	120	18.5
60代	123	19.0
70代以上	135	20.9
無回答	5	0.8

## (2)調査結果まとめ

### ①自治会について

- 自治会の加入率は、年齢が下がるにつれ減少。
- 自治会の加入理由、強化してほしい活動の共通点は「災害やいざというときの助け合い」「防災」。
- 自治会加入者にとって、役員になることが負担（59%）。自治会未加入者が自治会に加入しない理由においても、「役員になりたくない」は24%。
- 自治会に加入しない理由は、「加入する必要性を感じない」（43%）、「時間的な余裕がない」（28%）、「役員になりたくない」（24%）。

#### 自治会加入者：自治会活動の活発化に必要なこと

（自由記述回答のうち記載の多いもの、キーワードとなるものを抜粋）

- **役員の負担を減らす運営や活動の見直し**
  - DX<sup>注</sup>の活用
  - 活動のスリム化
  - 行政からの依頼の見直し
  - 特定の人だけに負担がかからない工夫 など
- **時代に合わせた活動、運営体制の見直し**
  - 共働き世帯の増加、定年延長など、地域に関わる時間的余裕が持ちにくい時代に合わせた工夫
- **気軽に参加しやすい仕組みづくり**
  - 新しい人や若い世代も参加しやすい、意見が受け入れられやすい柔軟性のある組織運営
- **若い世代が魅力を感じるような取組、若い世代の参加を促進**
- **みんなで一緒に「楽しむ」活動**
- **活動の見える化**
  - 活動内容の周知
  - 楽しく活動している姿を見せる
  - 自治会のメリットや役割・大切さを伝える
  - 防災活動を中心としたPR など

---

注 DX（デジタル トランスフォーメーション）：コンピュータやそのネットワークの活用により社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

## ②地域の団体活動(自治会以外)について

- 地域の団体活動への参加率も、年齢が下がるにつれ減少。
- 地域の団体活動への参加理由は、「地域や仲間とつながってほしいから」(53%)、「自己啓発や自らの成長につながると思うため」(38%)、「趣味の一環として」(34%)。
- 地域の団体活動へ参加しない理由は、「時間がない」(39%)、「自分の生活で精いっぱい」(29%)、「活動内容がわからない」(24%)。

## ③地域コミュニティ活動について

- 地域で活動する団体への期待は、「行政では行えない柔軟なサービスを提供してほしい」(30%)、「地域における様々な交流の中心的な役割を担ってほしい」(30%)。
- 地域コミュニティ活動の推進に必要なことは、「日々の挨拶や声掛け」(42%)、「住民同士の地域情報の共有」(31%)。  
「日々の挨拶や声掛け」は全年齢で一番多い回答だが、2番目は、20代以下「新しいイベントづくり」、30代「伝統行事・祭りへの参加促進」。
- 目指すべき地域は、「治安が良く安心して暮らせる地域」(68%)、「地震や風水害などの災害に強い地域」(28%)。
- 地域が災害時の対応などの課題解決力を高めていくために必要なことは、「日頃からの地域住民同士の関係づくり」(46%)、「自治会を中心とする地域のまとまりの強化」(36%)。

### 地域で活動する団体へ具体的にどのようなことを期待しているか

(自由記述回答のうち記載の多いもの、キーワードとなるものを抜粋)

- 地域の交流、人のつながり、出会いのきっかけになるイベントの開催  
子どもや若い世代も参加できるイベント  
多世代が交流できるイベント
- 交流の場、居場所、つどえる場づくり  
子どもや若い世代など多世代が参加できる場  
誰でも歩いて行ける範囲での居場所
- 地域の見守り、助け合い、困りごとへの対応  
行政では対応することが難しいきめ細かな部分への対応
- 顔の見える関係づくりを通じた防犯力・防災力を高める取組
- 柔軟でゆるいつながり、ほどよい関係づくり  
若い世代や新しい人などこれまでなかった考えも受け入れる柔軟性

#### ④地域コミュニティ活動へのニーズ

(自由記述回答のうち記載の多いもの、キーワードとなるものを抜粋)

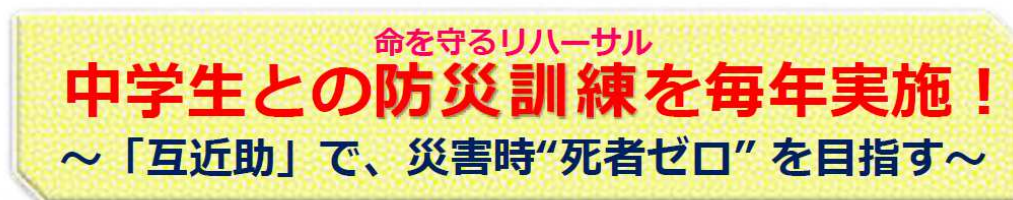
- **参加しやすさ**
  - 時間がとりにくい世代も参加しやすい工夫
  - 新しい人も参加しやすい雰囲気
  - 参加してみたいと思う人が気軽に参加できる、肩の力を抜いた感覚で活動できる仕組み
- **DXの推進、スマートフォンの活用**
  - 時間にとらわれず活動できる環境
  - 欠席者も情報を共有できるシステム
- **活動やイベントの情報集約、情報発信**
  - ホームページやSNS<sup>注</sup>の活用による地域の見える化
- **幅広い団体と気軽に情報交換できる場**
- **価値観の多様化が進む中での時代に合わせたつながり**
  - 人とゆるい関係が保てるつながり
  - 地域性が尊重されるつながり
- **個人の能力を発揮できる仕組み**
- **若い世代が参加できる仕組み、若い世代が中心に活動するコミュニティ**
  - 社会人や子育て世代が参加したい、参加できる活動
- **子どもを絡めた活動**
- **外国籍住民も参加しやすい地域コミュニティ**
- **住民だけでなく、地域と関わる人に着目した取組**
  - 地域を築立っていった人とのつながりを続ける取組
  - 地域を応援してくれる仲間をつくる取組
- **自然災害への防災活動を核とした地域コミュニティ**
- **「わくわく」すること、「楽しい」ことに視点を置いた取組**
- **リーダー育成、人財発掘**
- **活動場所の確保**

---

注 SNS (ソーシャルネットワーキングサービス): X やインスタグラム、ラインなど、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

#### 4. 市内における多様な主体がつながる事例

##### (1)コミュニティ協議会「まちづくり昭島北」と瑞雲中学校の防災訓練



「まちづくり昭島北」は、瑞雲中学校周辺から西側のマンション群の5つの自治会、3つの管理組合、商店会を主な運営団体とするコミュニティ協議会で、地域防災をメインテーマとして各種のコミュニティ活動をしています。

以前から各地域の自治会と管理組合単位で防災活動に取り組んできましたが、1つの地域の活動だけでは、災害時の避難所運営や近隣住民との連携など自然災害への備えに限界があり、平時からの連携と共通の意識と備えが必要との観点から、協議会結成を機に合同防災訓練を実施することになりました。平成23年に瑞雲中学校で実施した第1回地域合同防災訓練には約1,500人が参加し、地域全体を巻き込む大規模なものとなりました。その際に中学校より「次回から中学生も参加させたい」と話があったことをきっかけに、第2回以降、毎年、地域と中学生が一緒になっての防災訓練を12年間継続し実施しています。

防災訓練は、中学校校庭で開会式を行い、その後、中学生は自宅のある自治会に移動します。地震でエレベーターが停止したことを想定し、階段を使用して全住戸の安否確認訓練を、地域住民と一緒に実施しています。階段を上り下りする訓練のため、高齢化が進んでいる地域住民に代わり中学生が大活躍しています。中学校での3年間、地域と協力して訓練を行うことで、地域防災の担い手として

の意識が醸成され、いざというときの行動が期待されています。

地域と中学校が一緒に、防災訓練を生活の現場で実施した結果として、地域の防災意識が高まるだけでなく、住民相互と中学生とのつながりも生まれています。それまで関わる機会があまりなかった地域住民と中学生が、防災訓練などで顔を合わせるうちに顔見知りの関係になり、挨拶や話ができるようになり、地域内のコミュニティがより強固なものになっています。

いつ起きるかわからない自然災害への備えが喫緊の課題となっている今、地域と中学校との防災訓練は、住民同士でつながり、一人一人が防災の担い手となるための意識づくりのきっかけとなっています。

## (2)市民のニーズを活かす・つなげる あきしま会議

「市民のニーズを活かす・つなげる あきしま会議」(以下、「あきしま会議」という)は、『市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習』を基本目標として策定された「あきしま学びぷらん(第2次昭島市生涯学習推進計画)」の推進にあたり、平成30年度から取組が始まりました。昭島市社会教育委員会議で、市民のニーズをどのように捉え、活かし、つなげるかという議論の中で、市民の活動とはどのようなものなのか実際に活動者から話を聞く場として設けられました。

「あきしま会議」はどなたでも参加できる「対話の場」です。小グループで参加者が自身の活動について紹介し、どんな思いで取り組んでいるか、どんなことに困っているかなど、同じテーブルにいる参加者との対話を通して活動を振り返り、かつ、他者の話の中から気づきやニーズを浮かび上がらせます。「あきしま会議」では、「話し合いの時間はみんなの時間」「主張はしても否定はしない」「楽しい時間を過ごしましょう」などのグラウンドルールを設け、誰もが話しやすい環境であることを大切にしています。これまでも小・中・高校生から大人まで、幅広い世代の参加があり、さまざまな活動をしている方たちの話に参加者が互いに耳を傾け、意見を語り合ってきました。

## 市民のニーズを活かす・つなげる あきしま会議

第8回

今回のあきしま会議は二本立て!

- 日時 令和5年6月11日(日)  
午後1時から4時
- 場所 昭島市役所1階市民ホール
- 参加費 無料
- 定員 概ね25歳以下の若者、一般の方  
各20名(計40名 それぞれ申込順)

### <若者グループ>

#### 若者のやりたいこと

若者の視点から、地域で気になっていること、やっていることなどを出し合い、自分たちがやりたいことを実現する方法と手段を語り合います。

### <一般グループ>

#### 共創のしくみづくり

市民の学習や活動を盛り上げ、地域をよりよくするために、情報発信・共有や施設利用など、よりよいしくみと市民にできることについて語り合います。



申込先(お問合わせ)  
生涯学習部社会教育課  
042-544-5111(内)2253  
メールは右のQRコードから



主催:昭島市教育委員会生涯学習部社会教育課  
協力:昭島市社会教育委員会議

「あきしま会議」はどなたでも参加できる「対話の場」。平成30年度からこれまで、通算7回開催してきました。小・中・高・大学生から大人たちが集い、さまざまな活動をしている方たちの話を傾け、意見を語り合ってきました。

昭島初の高校生ボランティア団体「未来守」も個人で参加していた中学生たちがあきしま会議などで市内のいろいろな人とつながり、自分たちができることをやっということと清掃活動や無料塾を中心に活動を始めました。


あきしま会議は、一人ひとりを尊重する対話の場です。そして、いろいろな人に出会える場です。今、何かしたいことがあるわけでもなくOK。おもしろい出会いやきっかけが見つかるかもしれません。

★これまでのあきしま会議で報告いただいた活動★  
子育てサークル、学習支援、生活支援、子ども食堂、居場所づくり、自治会、老人クラブ、生涯学習、清掃活動、地域のつながり、ボランティア、生徒会、児童合唱団、劇団、伝統芸能、異文化交流、体験活動、など


### あきしま会議対話のルール

話し合いはみんなの時間	立派なことなんて言わなくてOK	言いたくないことは言わなくてOK
主張はしても否定はしない	協力して参加する	楽しい時間を過ごしましょう

あきしま会議の様子はこちらから



あきしま会議ホームページ



生涯学習の推進に向けて、市民ニーズを探るために開催した「あきしま会議」は、結果として、団体同士、活動者同士のつながりの醸成と情報を発信できる場にもなりました。

参加者の活動拠点は昭島です。さまざまな参加者が対話を通して互いの活動を理解し、会いたいときに話を聞ける、相談できる、紹介できるなど、人と人、人と団体を、顔の見える関係にし、新たなコラボレーションやネットワークづくりにつながっています。

「あきしま会議」に個人で参加していた中学生たちが市内のいろいろな人とつながり、自分たちにできる

ことをやっということ、後に昭島初の高校生ボランティア団体を結成し清掃活動や無料塾などの活動を始めたきっかけの一つともなりました。

「あきしま会議」はさまざまな活動をしている市民が意見を共有し、ネットワークを築き、活動を広げる機会となっています。

### (3)東中神多世代交流プロジェクト みんなのひろば

「東中神多世代交流プロジェクト みんなのひろば」は、令和5年6月から玉川小学校を拠点に活動しています。

このプロジェクトが始まった背景には、地域の話し合いの中で「地域のつながりがなくなっている」「多世代の交流の場がない」「地域の集まる場がない」という意見がたびたび出ていたことがあります。時代の変化により、世代間の価値観の違いが広がったり、防犯上の理由から近所の大人であっても子どもたちに気軽に声をかけにくくなったりなど、世代間交流が減少しているという課題が浮かび上がっていました。そこで、地域で、子どもから高齢者まで様々な世代が楽しく過ごせる場を提供することで、地域における高齢者の活動の場作りを進めるとともに、貴重な高齢者の知識や経験を子どもたちに伝える場を創設し、親や学校で

は教えられない学びを得てもらおうという思いから、「東中神多世代交流プロジェクト」が立ち上がりました。以降、玉川小学校 PTA、地域の様々な分野で活躍している高齢者、ケアマネージャー、社会福祉協議会などが集まり、定期的に話し合う場を設け、多世代で交流できるイベントを企画しています。

これまでに実施されたイベントには、高齢者が子どもたちに昔の遊びを教える「むかし遊び工房」、夏休み中の子どもたちの居場所づくりとしてのレクリエーション、地域の大人の見守りのもと宿題を終わらせる「夏の宿題大作戦」、ラジオ体操などがあります。特にむかし遊び工房とラジオ体操には 100 人を超える参加者が集まり、子ども、保護者、地域の高齢者と様々な世代が交流を深める貴重な機会となっています。

さらに、定期的に行われている月 1 回の会議そのものが、多世代のつながる場となっています。会を重ねるごとに少しずつ、会議参加者が対等に意見を出し合い様々なアイデアが生まれるとともに、やってみたいけれど人手が足りず実施が難しかったイベントも協力を得て実施することができるようになるなど、普段の生活の中では接点の少ない世代間のつながりが生まれています。

「多世代交流プロジェクト」は、世代間の交流が減少している現代において、地域で暮らす様々な世代の顔が見える関係づくりに大きく貢献しています。

## 東中神多世代 交流プロジェクト

## みんなのひろば



## 5. 現状と課題のまとめ

社会情勢の変化、地域の多様な主体の現状分析、市民アンケート、市内における多様な主体がつながる事例から見えてきた課題を大きく3つに整理しました。

また、市民アンケートから見えてきた団体活動活性化のためのキーワード「負担感・義務感を減らす」「DXの推進」「柔軟でゆるいつながり、ほどよい関係」「多様な意見が受け入れられる柔軟性」「参加しやすさ」「お試しで関われる」「わくわくする、楽しい」「誰でも共通するテーマ：防災・減災」などを念頭に解決策を検討します。

人の不足	課題解決策
<p><b>*会員や参加者の固定化・高齢化、会員の減少、人手不足</b></p> <p>組織運営が閉鎖的・硬直的になってしまう要因の一つで、結果的に、新しい人にとって入りにくいイメージとなり、ますます新規参加者が減ってしまう傾向が見られます。また、会員が減少してしまうことで、一部の人への負担がますます重くなり、更なる退会者を生む悪循環も生じます。新しい人の参加を促進する取組が必要です。</p>	既存団体支援
<p><b>*役員のなり手がいない、後継者がいない</b></p> <p>役員のなり手がなく、同じ方が長期間にわたり役員を担ったり、団体を解散せざるを得ない状況が生じています。団体活動の継続や活性化には、その活動に主体的に関わり推進していく人の存在が必要不可欠です。主体的に活動する人を増やす取組が必要です。</p>	新たな担い手支援
<p><b>*若い世代の参加が少ない</b></p> <p>学業や仕事で忙しく、時間的にも精神的にも余裕を持ちづらい若者世代や現役世代にとって、負担感・義務感がある活動への参加は消極的な傾向が見られます。部分的な活動への参加や情報共有のデジタル化など参加しやすい工夫や、楽しさややりがいを感じることでできる取組が必要です。</p>	多様な市民が参加しやすい工夫  楽しさややりがいを感じることでできる取組
情報・つながりの不足	課題解決策
<p><b>*自分たちの活動・団体が地域に知られていない</b></p> <p>どんな活動をしているのかが知られていないため、会員以外の人にとって未知の存在となっています。わからないが故に、参加することへの不安を感じてしまい、新しい人の参加への道が閉ざされてしまいます。活動を知ってもらうための取組が必要です。</p>	情報共有の仕組み  団体活動の見える化

<p><b>*他の団体のことを知らない</b></p> <p>それぞれの活動は、多様性や自発性・自主性が発揮され、尊重されることを基本としますが、一つの団体では困難なことも、他の団体と協力することで実現できることがあります。地域には多様な団体が活動していて、それぞれの得意・強みがあります。他の団体とのつながりにより、個々の活動をパワーアップさせることができます。地域の多様な主体が知り合う機会をつくる取組やお互いの情報が分かる仕組みが必要です。</p>	<p>情報共有の仕組み 〈再掲〉</p> <p>団体活動の見える化 〈再掲〉</p>
<p><b>*地域のつなぎ役が必要</b></p> <p>多様な主体がつながる事例をヒアリングする中で、地域のつなぎ役となる人の存在が大変重要であったことが分かりました。地域の様々な団体の実態を把握し、その間に入って適切にコーディネートできる人が必要です。</p>	<p>コーディネーターの発掘・育成</p>
<p><b>*地域をつなぐ相談・サポートが必要</b></p> <p>地域のつなぎ役となる人の存在が大切であるとともに、相談したいと思ったときに、そのつなぎ役に相談できる体制が必要です。また、「やってみたい」から「行動」に移せるよう、後押しやサポートする体制の充実が必要です。</p>	<p>相談・サポート体制の充実</p>

<b>場の不足</b>	
<p><b>*多世代・多様な人たちの出会う機会の不足</b></p> <p>「人と人」「人と地域」のつながりが薄れ、地域社会における支え合い機能が脆弱化し、災害時への不安や、高齢者、障害のある方、外国人住民、子育て世代、生きにくさを抱える人たちの支援など多くの課題が生じています。地域におけるつながりを創出するとともに、地域のことについて話をするのできる場として、多世代・多様な人たちの出会えるきっかけ、共に過ごせる場の創出が必要です。</p>	<p style="text-align: center;"><b>課題解決策</b></p> <p>出会うきっかけ(イベントや居場所)づくり</p> <p>誰でも共通するテーマ(防災・減災)に視点を置いた取組</p> <p>誰でも歩いて行ける範囲での集える場として公共施設、民間施設の活用の検討</p>
<p><b>*活動場所の不足</b></p> <p>市内には、多くの公共施設があり団体活動に利用されています。しかし、交通の利便性がよい施設や防音・調理などに特化した用途の施設は利用率が高く、希望どおりには活動場所が確保できない状況があります。公共施設だけでなく、民間施設の活用も検討が必要です。</p>	

### Ⅲ. 地域活動の有機的な連携を促進するための3つの柱

地域活動の有機的な連携を促進することを目的として、誰でも共通するテーマである防災・減災の視点も含め、現状と課題をもとに3つの柱を定めます。

#### 連携を促進する 人づくり

団体活動の継続や活性化のためには、その活動に主体的に関わり推進していく人の存在が必要不可欠です。団体活動を行っている人のスキルアップを支援するとともに、新たな担い手の発掘・活動を支援します。また、持続可能な地域コミュニティを形成するためには、若者世代や子育て世代、社会人などを含む多様な市民の参加を促進することが必要です。時間的にも精神的にも余裕を持ちづらい人でも参加しやすい活動支援や、楽しさややりがいを感じることでできる取組を支援します。

##### 【防災・減災の視点】

防災や減災活動など地域の防災力を高める防災士の資格の取得を奨励し、地域コミュニティを防災・減災でつなぐリーダーを育成します。

#### 連携を促進する 縁づくり

新たな参加者を得るためにも、地域の多様な主体がつながるためにも、様々な活動の情報共有や活動内容が見える仕組みが必要です。また、それぞれの実態を把握し、その間に入り適切にコーディネートできる人の存在が大変重要です。団体の情報を集約・発信する取組を実施するとともに、コーディネーターを担う人の発掘や育成を図り、団体活動の中で直面する課題に対して相談・サポートする体制を充実します。

##### 【防災・減災の視点】

災害時に地域が行う活動が記載された「地区防災計画」の作成を通して、地域の多様な主体の連携を図ります。

#### 連携を促進する 場づくり

地域の多様な主体がつながるきっかけとして、「場所」と「イベント」は大きな要素です。地域コミュニティの拠点として、また、市民が集える場として、「歩いて行ける範囲」にある公共施設（市立会館や学校など）のあり方や、自治会館など民間施設の活用を検討します。また、人が集まる機能や人をつなぐアクションとして、既存のイベントを継続・拡充して実施するとともに、新たなイベントを検討します。

##### 【防災・減災の視点】

災害に備え、日ごろから様々な主体の顔が見える関係を構築するため、地域の様々な主体が出会い、つながる機会となるよう、防災訓練のあり方を検討します。

#### IV. 地域活動の有機的な連携を促進するための施策

##### 1. 施策のテーマ

つながって豊かになる地域コミュニティ

##### 2. 施策の体系

###### 連携を促進する 人づくり

- ① 団体活動を行っている人のスキルアップ支援
- ② 新たな担い手の発掘と活動支援
- ③ 参加したい、参加しやすい活動支援
- 【防災・減災の視点】  
④ 地域コミュニティを防災・減災でつなぐリーダーの育成

###### 連携を促進する 縁づくり

- ① 団体の情報を集約・発信する取組
- ② コーディネーターを担う人材の発掘と研修などの実施
- ③ 活動の相談・サポート体制の充実
- 【防災・減災の視点】  
④ 「地区防災計画」の作成

###### 連携を促進する 場づくり

- ① 公共施設（市立会館や学校など）のあり方の検討
- ② 自治会館など民間施設の活用の検討
- ③ 既存イベントの継続・拡充実施と新規イベントの検討・実施
- 【防災・減災の視点】  
④ 防災訓練のあり方の検討

本計画では、「人づくり」「縁づくり」「場づくり」がそれぞれに成熟しながら、更に相互に連鎖することで、一人一人が安全で安心して暮らせる地域、そして、防災・減災にも視点を置き、地域で活動する多様な主体がそれぞれの得意分野を活かし、柔軟かつ有機的に連携する地域コミュニティの推進を目指します。

### 3. 主な取組内容

計画期間の中で、実施を予定する主な取組については以下のとおりとします。

以下の取組と併せて、各事業の中で現在実施している様々な取組が地域活動の有機的な連携を促進することにつながります。本計画に直接つながりのないようにみえる事業でも、計画の考え方を意識して実施することにより、地域への関心を高めるほか、新たな担い手やコーディネーターの発掘につながるなど、地域の多様な主体の連携につながるものと考えます。

本計画について、全庁的な理解・連携はもとより、市民、市民団体、民間団体、事業者・企業、関係機関などとの連携も強化し「つながって豊かになる地域コミュニティ」の実現を目指します。

#### 1. 連携を促進する 人づくり

##### ①団体活動を行っている人のスキルアップ支援

地域の多様な主体が活動を継続し活性化していくためには、その活動に主体的に関わり推進していく人の存在が必要不可欠です。活動に必要な知識・ノウハウを得るための機会を提供し、意欲・能力の向上を支援します。

主な 取組	1) 団体活動に役立つ知識を学ぶ機会の拡充
	団体マネジメントや事業企画、広報、デジタルツール活用など、団体活動に役立つ知識を学ぶ「団体活動パワーアップ講座」を拡充して実施します。
	2) 団体同士「学び合う」機会の提供
	活動を通して蓄積した知見・経験、参考事例などを他の団体と共有する機会を提供します。

##### ②新たな担い手の発掘と活動支援

活動への新たな興味・参加を促すためには、市民の個々の状況に応じたきっかけづくりが重要となります。多様な世代への働きかけの工夫や、興味を持つきっかけを提供し、新たな担い手の発掘と活動を支援します。また、若者が地域に関心を持ち、地域の一員として成長できる機会を創出し、子ども・若者も抵抗感なく地域に積極的に参加できるような機運を高めていきます。

主な取組	1) あらゆる人たちの参加の機会の創出
	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 自身の生活に関係する活動には「当事者」「自分ごと」として関わりやすいことから、ライフステージの様々な状況に応じたきっかけをつくり、人材の発掘に取り組みます。</li> <li>ii) リーダー講習会、青少年フェスティバルなど、子ども・若者を対象とする事業を通して、若い世代が地域に関心を持ち、地域の一員として成長できるような機会を提供します。</li> </ul>
	2) 学びから活動へと展開していくきっかけ作り
	さまざまな講座においては、個人の学びにつながる機会が多くあります。学んだことを地域で発揮したいと思える機会として、活動者となることへ展開していくためのきっかけを検討します。

### ③参加したい、参加しやすい活動支援

持続可能な地域コミュニティを形成するためには、若者世代や子育て世代、社会人などを含む多様な市民の参加を促進することが必要です。時間的にも精神的にも余裕を持ちづらい人でも参加しやすい活動支援や、楽しさややりがいを感じることでできる取組を支援します。

主な取組	1) DX の活用支援
	時間的にも精神的にも余裕を持ちづらい人など誰でも参加しやすい仕組みづくりを行います。オンライン会議やデジタルツールを活用した団体運営の効率化・負担の軽減、SNSなどでの情報発信などを学ぶ講座の開催や、講座以外の支援方法についても検討します。
	2) 気軽に参加できる機会の創出
	体験ボランティアやイベント運営への単発参加などにより、お試して活動に関わる機会を創出します。
	3) 参加につなげる活動の楽しさややりがいの発信
	活動していない人に活動の楽しさや魅力を感じてもらえるよう、団体活動の事例（活動をしている人たちの姿・魅力、活動の楽しさ・おもしろさ）を発信します。

### ④【防災・減災の視点】地域コミュニティを防災・減災でつなぐリーダーの育成

防災や減災活動など地域の防災力を高める防災士の資格の取得を奨励し、地域コミュニティを防災・減災でつなぐリーダーの育成を推進します。

主な取組	1) 防災士の資格の取得奨励
	地域コミュニティにおいて、防災・減災でつなぐリーダーを育成するために、防災士の資格の取得を奨励する補助制度の創設を検討するとともに、地域での活動について推進していきます。

## 2. 連携を促進する 縁づくり

①団体の情報を集約・発信する取組	
<p>新たな参加者を得るためにも、地域の多様な主体がつながるためにも、様々な活動の情報共有や活動内容が見える仕組みが必要です。昭島市ホームページやSNS、市民が広く来訪する場などの活用も検討し、団体活動の情報を集約・発信する取組を実施します。</p>	
主な取組	1) 団体の情報の集約・発信
	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 活動を始めたい市民と市内で活動している団体をつなぐ目的で実施している団体紹介カードについて、団体同士のつながりの視点も加え拡充します。</li> <li>ii) 昭島市ホームページや市民が広く来訪する場などを活用して団体の会員募集やイベント等の情報発信を支援します。</li> </ul>
	2) 市民団体の活動に必要な情報の集約・発信
	市民団体の活動や運営に役立つ情報が集約されたページを、昭島市ホームページ内に作成し周知します。

②コーディネーターを担う人材の発掘と研修などの実施	
<p>地域活動の有機的な連携を促進するためには、地域の多様な主体の実態を把握し、それぞれの間に入り適切にコーディネートできる人の存在が大変重要です。交流・相互理解を促し、連携を支援するコーディネーターを担う人材の発掘や育成を図ります。また、市職員における意識の向上を図り、地域活動の有機的な連携について全庁的に取り組んでいきます。</p>	
主な取組	1) コーディネーターの拡充
	地域課題を地域の方と共に解決していく調整役であるコーディネーターの拡充を図るなど、地域活動の有機的な連携の促進を図ります。

	2) コーディネーターの発掘・育成、ネットワークづくり
	地域のつなぎ役として地域に潜在しているコーディネートを担う人を発掘するとともに、新たなコーディネーターの育成を行います。また、コーディネーター同士のネットワークづくりを目指します。

③活動の相談・サポート体制の充実	
団体活動の中で直面する課題に対して、必要なアドバイス・支援・コーディネートを適切に提供できるよう、相談・サポート体制を充実します。	
主な取組	1) 相談・サポート機能を持つ組織の連携促進
	市の関係部署のほか社会福祉協議会をはじめとする関係機関が、相互に情報共有や連携を強化し、昭島市全体として相談・サポート機能の充実を図ります。

④【防災・減災の視点】「地区防災計画」の作成	
災害時に地域が行う活動が記載された「地区防災計画」の作成を通して、地域の多様な主体の連携を図ります。	
主な取組	1) 「地区防災計画」の作成
	地区防災計画とは、一定の地区内において、居住者や事業者が行う自発的な防災活動について定める計画です。計画の作成・実施を通して、地域の多様な主体の連携が図れるよう、作成にかかる相談や訓練の方法などについて支援します。

### 3. 連携を促進する 場づくり

①公共施設（市立会館や学校など）のあり方の検討	
高齢者や子どもをはじめ誰でも気軽に足を運ぶことのできる居場所や、交流の広がりにつながる地域コミュニティの拠点として、「歩いて行ける範囲」にある公共施設（市立会館や学校など）のあり方を検討します。団体活動で利用可能な施設や場所、利用方法などについて分かりやすい情報提供を行います。	

主な取組	1) 公共施設（市立会館や学校など）のあり方の検討
	市全域にバランスよく配置されており、立地条件から見て地域の拠点となる公共施設（市立会館や学校など）について、そのあり方を検討していきます。
	2) 施設情報の提供
	団体活動で利用可能な施設や場所、利用方法などについて昭島市ホームページや「団体活動向け 昭島市施設ガイド」において周知を図るとともに、分かりやすい情報提供に努めます。

②自治会館など民間施設の活用の検討	
公共施設だけでなく、自治会館などを含む民間施設の情報を集約し、団体活動の拠点としての活用方法などを検討します。	
主な取組	1) 自治会館など民間施設の活用の検討
	市民団体が活動できる場所の拡充を目指し、自治会館などを含む民間施設の情報を集約し、活用方法などを検討します。

③既存イベントの継続・拡充実施と新規イベントの検討・実施	
人が集まる機能や人をつなぐアクションとして、既存のイベントを継続・拡充して実施するとともに、イベントを通して、地域の多様な主体同士の交流・相互理解の機会を効果的に創出するほか、新たな参加者の関心・参画を促すきっかけとなるイベントの実施を検討します。活動に関心があっても実際の参加に結びついていない市民に対して、参加のハードルを下げられるような工夫を検討します。また、令和7年度に開設する昭島市民総合交流拠点施設を活用した交流の機会と場を創出するモデル事業を行います。	
主な取組	1) 既存イベントの継続・拡充、新規イベントの検討
	昭島ボランティアセンターと連携し「ボランティア・市民活動フェスティバル」の拡充を検討するとともに、多様な団体との協力による連携・交流の場づくりを検討します。
	2) 居場所づくりプロジェクトの実施
	令和7年度開設の昭島市民総合交流拠点施設を活用し、交流の機会と場を創出する「市民総合交流拠点施設居場所づくりプロジェクト アキシマのアキチ」を継続して実施します。

④【防災・減災の視点】防災訓練のあり方の検討	
<p>災害に備え、日ごろから様々な主体の顔が見える関係を構築するため、地域の様々な主体が出会い、つながる機会となるよう、防災訓練のあり方を検討します。また、若者世代や子育て世代などが参加したくなる訓練手法について検討します。</p>	
主な取組	1) 防災訓練のあり方の検討
	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 昭島市総合防災訓練について、より多くの市民の訓練参加を促すため、実施場所・時期などの検討を行うとともに、若い世代や子育て世代などが防災に関心を寄せ参加したくなる訓練手法や展示などを検討します。</li> <li>ii) 地域住民が実施する防災訓練、学校避難所運営委員会、学校の防災教育などが、避難所である学校という場所を中心につながれるよう検討します。</li> </ul>
	2) 防災イベントの実施
	<p>交流拠点の機能と併せ、市東部の防災拠点機能を有する昭島市民総合交流拠点施設の特性を活かし、防災をテーマに連携の機会となるイベントやワークショップの実施について検討します。</p>

## V. 計画の推進体制

### 1. 昭島市地域コミュニティ活動連携推進委員会による進捗管理

地域コミュニティなどに関する機関・団体の関係者などから構成される委員会を開催し、計画期間の上半期（概ね3年）に施策の進捗状況の確認を行います。また、計画期間の最終年には、施策の効果・検証を行います。

### 2. 庁内の連携による推進体制

庁内部署横断の委員会を設置し、各課と連携を図りながら全庁横断で取組を進めます。

## VI. 資料

### 1. 昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定委員会

地域コミュニティ等に関する機関、団体の関係者、学識経験者や公募の市民による

昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定委員会を設置し、昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画の策定に関する検討及び協議を重ねました。

#### (1)昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定委員会要綱

##### (設置)

第1条 地域で活動する団体の有機的な連携を促進するため、昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画（以下「連携推進計画」という。）を策定するに当たって、昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 委員会は、連携推進計画の策定に当たり、必要な事項について検討及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

##### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

- (1) 地域コミュニティ等に関する機関、団体の関係者 7人以内
- (2) 学識経験のある者 2人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

##### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告を終了した時までとする。

##### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民部生活コミュニティ課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

## (2)昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定委員会名簿

選出区分	氏 名	所属団体等
地域コミュニティ等に関する機関、団体の関係者 (7人以内)	秋山 伸子	昭島ボランティアセンター運営委員 民生委員・児童委員
	伊藤 正人	昭島市消防団団長
	岩下 亮平	社会福祉協議会地域支援係長
	大山弘一郎	OK プロジェクト実行委員会メンバー
	○北村 実	あきしま・街づくり市民会議・なかがみ会長
	高田英梨紗	昭島市リーダーズクラブ(ALC) 代表
	高橋 靖和	自治会連合会会長
学識経験のある者 (2人以内)	倉持 伸江	東京学芸大学教育学部 生涯教育分野 准教授
	◎松本 祐一	多摩大学経営情報学部教授 多摩大学総合研究所所長
公募による市民 (2人以内)	来住野清子	
	幸田 義康	

注1：◎は委員長、○が副委員長

注2：委員の任期は、令和6年6月5日から令和7年3月31日。

### (3)昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定委員会開催経過

委員会	日 時	内容など
第1回	令和6年 6月5日	委員長及び副委員長の選任 地域コミュニティ活動連携推進計画について 今後の進め方について 昭島市の現状について
第2回	7月17日	計画の構成案について 各具体的取組みについて内容検討・協議
第3回	9月4日	計画の構成案について 地域活動の有機的な連携を促進するための基本的な考え について 地域活動の有機的な連携を促進するための施策の体系に ついて
第4回	10月23日	地域活動の有機的な連携を促進するための基本的な考え について 地域活動の有機的な連携を促進するための施策の体系に ついて パブリックコメントの実施について
第5回	令和7年 2月5日	パブリックコメントの結果について 計画（案）の総括について

## 2. 昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定等庁内検討委員会

市の課長職、係長職や公募の職員による昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定等庁内検討委員会を設置し、昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画の策定に関する検討を行うとともに、庁内の合意形成を図りました。（開催回数5回）

### (1)要綱

#### (設置)

第1条 昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画（以下「連携推進計画」という。）の策定及び進捗状況等について調査・検討を行うため、昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定等庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な調査・検討を行う。

- (1) 連携推進計画の策定に必要な事項に関すること。
- (2) 連携推進計画の施策の進行管理に関すること。
- (3) その他連携推進計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民部長の職にある者を、副委員長は総務部危機管理担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前項に規定する者のほか、公募による職員3人以内を委員に充てることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員会の構成員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部生活コミュニティ課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から実施する。

別表（第3条関係）

1	企画部企画政策課長
2	総務部地域防災担当課長
3	保健福祉部福祉総務課長
4	保健福祉部地域包括ケア担当課長
5	学校教育部統括指導主事
6	生涯学習部社会教育課長
7	企画部企画政策課市民総合交流拠点施設建設担当係長
8	総務部情報システム課デジタル戦略担当係長
9	保健福祉部介護福祉課高齢者支援係長
10	子ども家庭部子ども未来課子ども政策係長
11	生涯学習部市民会館・公民館事業係長

3. 地域コミュニティ活動に関するアンケート（結果）

別冊の通り

---

## 昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画

令和7(2025)年度～令和13(2031)年度

発行年月 令和7(2025)年3月  
発行 昭島市  
編集 昭島市市民部生活コミュニティ課  
〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号  
☎042-544-5111 (代表)

---